議会改革の動き

初の議会報告会を開催 議会改革特別委員会が終了

去る3月13日（金）午後7時から、社会福祉センターにおいて開催いたしました。

議会報告会は、平成26年10月に施行された議会基本条例第7条に定めており、市議会と市民の方々との距離が少しでも近くなるようにと、市議会が市民の方々に参加していただきやすい場所で、市議会で協議したそれぞれの課題（議案）をお知らせするとともに、さまざまな意見を交換する場として行います。

今回が、初めての開催となりました。

地方の時代と言われる現在、国からさまざまな事務が地方にゆだねられるという地方分権時代になり、市と市議会との役割がこれまで以上に増す中、市と緊張感を持って、市議会が市民の方々の代弁者として声を市政に反映させるため、市議会も新たな時代に入ることを自覚し、議員同士が、自由かっ達に討論して、市議会としての考えを民主的に明確にしていこうというもので、このような改革が各地の議会で盛んに行われています。

今回の議会報告会の内容は、本市議会が25年6月に議会改革特別委員会を組織して以降、これまでの経過を報告しました。当日は、約20人の方が参加されました。

これまでの議会改革特別委員会の審議結果とあわせ報告いたします。

審議結果報告

平成25年６月27日に、議会改革特別委員会が立ち上がり、約１年９ケ月にわたり、計33回の会議や、先進地の市議会視察などを実施しました。そして、27年第１回定例会で、その審議を終えましたので、ここにその結果を報告いたします。

見て聞いて生かす　視察研修

インターネット配信：埼玉県久喜市議会（H25.10.8）
議会基本条例：埼玉県春日部市議会（H25.10.9）
議員間討論・議会報告会：三重県松阪市議会（H26.10.23）

講師を招いて議員研修会　（H25.7.30）

議会改革の学術的権威、法政大学法学部の廣瀬克哉教授を本市議会にお招きし、議員全員で「今なぜ議会改革が必要なのか」をテーマに研修会を行いました。

議会基本条例の制定

本特別委員会の大きな目標に「議会基本条例の制定」を掲げ、議論を集中いたしました。その中には、市民に対する積極的な情報公開や市民との交流、意見交換を積極的に取り組もうとする活動原則を定め、さらにその中で、議員は、言論の府である議会において、市民の声を代表して、議員同士の自由かっ達な討議を尊重し、論戦をとおして、市民福祉の向上を目指していこうと定めることとなりました。

市議会初めてのパブリックコメントと意見交換会　（H26.5.20）

議会基本条例を制定していく過程において、本市議会では、初めてとなるパブリックコメントや、市民の生の声を聴くべく、中部住民センターにて、「議会基本条例に対する意見交換会」を実施いたしました。

議員政治倫理条例も制定

「議員政治倫理条例」も多くの議論を行い、制定することができました。これは、市民の声を代表する議員は、その役割を深く自覚し、市民に疑いをもたれることなく、信頼されることは当然のこととして、本市議会の議員それぞれが政治倫理を確立し、信頼ある議会であってこそ、市民福祉の向上が図れるものであるという堅い意思をもって律していこうとするものです。

実質的な議会改革の議論へ

「議会基本条例」や「議員政治倫理条例」の制定を見たあとには、実質的な議会改革の議論へと移行し、「議員定数」、「一般質問の方法と時間」、「委員会のあり方」、「議会報告会」と重点的な課題を抽出し審議することとしました。

議員定数の議論は議員発議で決着へ

議員定数については多くの時間を費やし、熱い議論となりました。20名とする意見と、当時の現状のまま21名とする意見に分かれました。議員定数は議員に関わることで、それぞれ市民の思いを代弁する議員として、全員の意思を確かめたいと、20名を主張する議員から議員提案による発議案として提案され、本会議で討論を行い、採決を行いました。その結果10対８で、20名とすることに決定しました。

議会のインターネット配信が実現

昭和62年の市庁舎建設以来使用していた音響録音設備やカメラの更新などを行い、安定したインターネット配信を行うための改修を行いました。これにより、平成26年12月定例会からパソコンで本会議を傍聴することが可能になりました。ご自宅でインターネットを通じてライブ、録画中継が視聴でき、「パソコンを開けば、いつでも見られる議会」となり、市民に少しでも近づくことで、市議会に興味を持っていただくことができると思います。

賛成・反対はボタンで

インターネット配信に伴う改修は、議会のデジタル化でもあり、それまで議案の採決の際には、起立により採決を行っておりましたが、議場で傍聴する方やインターネットで傍聴している方々に、採決での賛成・反対の状況がわかりやすいようボタンによる採決が行えるようになりました。

一般質問は60分間で

議員が、自由な発意により、市政を質すことができる一般質問は、傍聴していただく方を考え、開始時間が、概ねわかるよう、質疑応答のトータルの時間を60分間と定めました。さらに、音響設備が更新されたこともあり、それまで登壇していた市側からの答弁を自席で行っていただくことで、議員との質疑応答の迅速化や制限時間内での浪費時間の削減をはかることができました。

委員会のあり方（運営方法など）を議論

「委員会会議録のインターネットによる公開」についての課題は、開かれた議会に向け公開していくという基本的な思いは一致していますが、予算を伴うことであり、さらに統一地方選挙も行われることから、議長にその課題を預けることとなりました。

所管事務調査は条文どおりの運営に

現在、行っている「所管事務調査」は、平成18年５月の議長通知に基づいて行っておりますが、常任委員会の調査権は、委員個人ではなく委員会として備わっているもので、本来の地方自治法や会議規則に則って行うべきであるという意見が多く、先の議長通知を全面的に破棄し、会議規則第105条に基づいた運営を行っていくということに決まりました。そして、そのためには、各常任委員会で「所管事務調査のテーマ」を設定するなど、委員会で十分協議をして、調査の目的や項目などの活動内容を決め、市民の皆さんに「議会の活動」が見えるようにしたいと思います。

委員会の審議では「質疑」を

市側から提案された条例案や予算案の審議では、疑問点をただすための「質疑」を行わなければならないのですが、つい議員の主張が伴い、論点がそれてしまう「質問」になってしまう状況があり、今後は、充実した議員間討議を実現するために、市側の提案に対して、議員は「質問」にならないよう「質疑」を行い、円滑な審議をするよう決まりました。

請願審査はメリハリのある審議に

「請願」は議会に市民の声を届ける最も身近な方法です。その審査では、①参考人や紹介議員に対する質疑、②執行部に対する質疑、これらを受けて③委員間討議という３つの部分があります。この３つの部分を分けて審議することで、それぞれにメリハリのある集中した審議をめざします。さらに、①と②の部分において、個々の質疑時間を20分とすることで、論点や争点を明確にし、議会基本条例にうたう③委員間討議を積極的に行うものです。

議会報告会を開催

はじめの説明にもあるように、「議会改革」についての議会報告会を行いました。議会報告会は、上記の審議結果を説明したものですが、質疑応答の場で参加者からいただいたご意見は、「議会改革によってさらに活発な議論を期待します。賛否を示す際は、なぜ賛成なのか、また、なぜ反対なのかを各議員が発言してほしい。」また、「今、世間で話題になっている政務活動費の議論はなかったのか。」さらに、「審議を行っている際に、意見が割れ、まとまらない堂々巡りの議論は、聞いている市民には受け入れられない。議論を尽くした時点で、民主主義のルールに則り、採決を採るべきだ。」という指摘もいただきました。私たちは、いただいたご意見を、議会として真摯に受け止めなければならないと考えています。

今後、「議会基本条例」に則って、議員同士の自由かっ達な議論をとおし、一層の市民福祉の向上を目指してまいります。

議会日誌

【2月】
5日　議会改革特別委員会（12日）
9日　文教福祉常任委員協議会
10日　無会派1名視察研修
16日　総務常任委員協議会
17日　議会運営委員会（20日）
24日　第1回定例会　〈議案上程〉

【3月】
2日　第1回定例会　〈一般質問〉
3日　幹事会
4日　第1回定例会　〈一般質問〉
5日　総務常任委員会・協議会
6日　文教福祉常任委員会・協議会
9日　建設経済常任委員会・協議会
11日　予算特別委員会（12日、16日、18日）
13日　議会改革特別委員会（23日）

【4月】
6日　議会報告会
20日　議会運営委員会（24日）
27日　第1回定例会　〈議案採決〉
9日　幹事会
13日　広報編集特別委員会（14日、22日、28日）
14日　文教福祉常任委員協議会
近畿市議会議長会
（以上主なもの）

お悔やみ

故　喜多　進　議員

喜多進議員が、去る平成27年3月1日に肺炎のため70歳で逝去されました。故喜多進氏は、19年4月に京田辺市議会議員に初当選され、2期目の在職中でした。この間、建設経済常任委員長などを歴任され、25年5月からは議会選出の監査委員を務めておられました。これまでのご労苦に感謝いたしますとともに、謹んで、ご冥福をお祈りいたします。